

○富津市空家等対策の推進に関する規則

令和2年3月26日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び富津市空家等対策の推進に関する条例（令和2年富津市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

(報告徴収、立入調査等)

第3条 法第9条第2項の規定による通知は、空家等に係る事項に関する報告徴収書（別記第1号様式）により行うものとする。

2 前項に規定する空家等に係る事項に関する報告徴収書により通知を受けた者は、指定された期限までに空家等に係る事項に関する報告書（別記第2号様式）により市長に報告しなければならない。

3 法第9条第3項の規定による通知は、立入調査通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

4 法第9条第4項の身分を示す証明書は、立入調査員証（別記第4号様式）とする。

(一部改正〔令和6年規則11号〕)

(空家等の適切な管理の促進に係る助言書)

第4条 法第12条の助言は、空家等の適切な管理の促進に係る助言書（別記第5号様式）により行うものとする。

(一部改正〔令和6年規則11号〕)

(軽微な緊急措置等)

第5条 条例第9条第1項の規則で定める必要最小限の軽微な措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 解放されている窓、門扉その他の開口部の閉鎖
- (2) 空家等の敷地に飛散した部材の移動
- (3) 飛散のおそれがある部材の打付け又は取外しで簡易なもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらと同程度と認めるもの（簡易なものに限る。）

2 条例第9条第2項の規定による通知は、軽微な緊急措置通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和6年規則11号〕）

（代行措置等）

第6条 条例第10条第1項に規定する申出は、代行措置に係る申出書（別記第7号様式）により行わなければならない。

2 市長は、条例第10条第1項に規定する申出があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、代行措置承認通知書（別記第8号様式）又は代行措置不承認通知書（別記第9号様式）により、当該申出を行った特定空家等の所有者等に通知するものとする。

3 前項に規定する代行措置承認通知書により通知を受けた者であって、その措置の実施に同意するものは、代行措置に係る同意書（別記第10号様式）に当該措置の実施に要する費用を支払う資力及び信用を有することを証する書面を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例第10条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 代行措置の対象
- (2) 代行措置の実施概要
- (3) 代行措置の概算費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（一部改正〔令和6年規則11号〕）

（指導書）

第7条 法第22条第1項の助言又は指導は、指導書（別記第11号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和6年規則11号〕）

(勧告書)

第8条 法第13条第2項の勧告は、勧告書（別記第12号様式）により行うものとする。

2 法第22条第2項の勧告は、勧告書（別記第13号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和6年規則11号〕）

(命令書)

第9条 法第22条第3項の命令は、命令書（別記第14号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和6年規則11号〕）

(命令に係る事前通知等)

第10条 法第22条第4項の通知は、命令に係る事前の通知書（別記第15号様式）により行うものとする。

2 法第22条第4項の意見書の提出は、意見書（別記第16号様式）により行わなければならない。

3 市長は、前項の意見書の提出期限の2週間前までに、所有者等に対し、法第22条第4項の規定による通知を行うものとする。

（一部改正〔令和6年規則11号〕）

(意見聴取)

第11条 法第22条第5項の規定による意見の聴取の請求は、意見聴取請求書（別記第17号様式）により行わなければならない。

2 法第22条第7項の通知は、意見聴取開催通知書（別記第18号様式）により行うものとする。

（一部改正〔令和6年規則11号〕）

(標識)

第12条 法第22条第13項の標識は、標識（別記第19号様式）とする。

（一部改正〔令和6年規則11号〕）

(戒告書)

第13条 行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の戒告は、戒告書（別記第20号様式）により行うものとする。

(一部改正〔令和6年規則11号〕)

(代執行令書)

第14条 行政代執行法第3条第2項の通知は、代執行令書(別記第21号様式)により行うものとする。

(一部改正〔令和6年規則11号〕)

(執行責任者証)

第15条 行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証(別記第22号様式)とする。

(一部改正〔令和6年規則11号〕)

(富津市空家等対策協議会)

第16条 条例第11条第1項に規定する富津市空家等対策協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

8 前各項に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

(協議会の庶務)

第17条 協議会の庶務は、建設経済部都市政策課において処理する。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和4年3月1日規則第8号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月19日規則第11号）